

1 2 川崎市防災協力連絡会設置要綱【危機管理本部危機対策部】

(目的)

第1条 この要綱は、企業・事業所と行政との相互連携による防災体制の構築を図ることを目的とした、川崎市防災協力連絡会（以下「連絡会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の事項について、情報や意見の交換、提案を行う。

- (1) 企業・事業所の防災の啓発について
- (2) 企業・事業所間の連携による事業活動の早期復旧について
- (3) 企業・事業所、地域、行政の防災協力体制の整備について
- (4) その他、企業・事業所の防災について

(構成)

第3条 連絡会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報償費)

第5条 委員には、報償費を支給する。

2 報償費は、1回あたり7,000円とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡会に会長1人、副会長1人を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、連絡会を代表して、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、危機管理本部危機対策部に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。